



Title	ICJ司法機能の制約と可能性：並行的機能遂行説の限界
Author(s)	高橋, 明子
Citation	国際公共政策研究. 2006, 11(1), p. 273-288
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11136
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ICJ司法機能の制約と可能性

—並行的機能遂行説の限界—

Restriction and Potentiality of Judicial Function between ICJ and the Security Council

—The Limits of Functional Parallelism—

高橋明子*

Akiko TAKAHASHI*

Abstract

Between ICJ and the Security Council, both main bodies of the United Nations, there is no explicit regulation which rules their relationship to authority. It has been considered that functional parallelism exists between the judicial function and the political function. The independence of the judicial function is ideal, but however, ICJ is not a complete independent function as PCIJ. ICJ exists under the system of the United Nations. Therefore, certain restriction against the function, as the Security Council's resolution, can not be denied. While on other hand, ICJ has some potential function to protect and observe other institution as the Security Council, to keep the system of the United Nations in order.

キーワード：国際司法裁判所、安全保障理事会

Keywords : the International Court of Justice, the Security Council

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

はじめに

近年安全保障理事会（以下安保理）と国際司法裁判所（以下ICJ）が活躍する場は著しく増加する傾向にある¹⁾。この現象は国連活動の活性化という点で極めて好ましい。だが同時に両機関の活躍の増加にともなう管轄権競合の問題は無視できない。

安保理とICJは、共に国連憲章によって国連の主要な機関として認定されており²⁾両機関とも拘束力のある決定を下すことができる³⁾。しかし、両機関の継続関係に関する明示の規定は存在していない。これまで管轄権が競合した場合における両機関の権限関係については様々な議論がなされてきた⁴⁾。

安保理は紛争の解決にあたる政治的機関であるためその判断に政治的考慮が働く余地も大きい。一方ICJは当事国から付託される紛争を国際法に従い裁判する司法的機関である⁵⁾。このような性質をふまえ両機関間には学説上「並行的任務遂行説 (functional parallelism)」と称される関係が一般的に妥当するとされてきた。両機関の任務は「並行的」に遂行され、その関係が望ましいと捉える立場である。

1989年のロッカビー事件（本論では仮保全措置要請のみ取り扱う）以外においては両機関の活動は並行的に行われてきたといえる。ロッカビー事件では第7章下の決議によりICJの司法機関が妨害されたのではないかという疑いが持たれた。ロッカビー事件が並行的機能遂行説の限界を示したという主張も多い。

確かに両機関が並行的に任務を遂行することは望ましい。しかし現在の国際社会で両機関が完全に「並行的」に活動することは困難なのではないだろうか。確かに技術的な法解釈では両機関は互いに独立した機関である。しかし主権国家により構成されている現状ではICJが司法機関としての完全な独立を確保する事は難しい。さらにICJは国際連盟時代の常設国際司法裁判所 (PCIJ) と異なり、安保理と共に国連システムの下に存在している。このような状況下で両機関の接触を完全に避ける事はできないであろう。両機関を並行的に捉える

1) 安保理においては常任理事国の同意が得やすくなったこと、ICJにおいては中東欧諸国や第三諸国から多少なりとも信頼回復がみられる様になり、付託件数が大幅に増したことが大きく影響していると思われる。

2) 国連憲章第7条、国連憲章第24条1項、国連憲章第92条。

3) 国連憲章第25条、憲章第94条1項。

4) 内ヶ崎善英「国際司法裁判所と安全保障理事会の権限配分」『法学新報』96巻7・8号(1990年)、杉原高嶺「同一の紛争主題に対する安全保障理事会と国際司法裁判所の権限」『紛争解決の国際法』(三省堂、1997年)、永田高英「紛争解決における国際司法裁判所と安全保障理事会の関係」『早稲田法学』第74巻3号(1999年)。Edward McWhinney, *The International Court as Emerging Constitutional Court and the Coordinate UN Institutions (Especially the Security Council): Implications of the Aerial Incident at Lockerbie*, *The Canadian Yearbook of International Law*, Vol. XXX(1992), R.ST. Macdonald, *Changign relations between the International Court of Justice and the Security council of the United Nations*, *The Canadian Yearbook of International Law*, Vol. XXXI (1993)。

5) 国際司法裁判所規程第38条1項。

こと自体に並行的機能遂行説の限界があるのではないか。

本稿ではまず第1章において並行的機能遂行事例とロッカビー事件とを比較検証し、次に第2章において両機関を並行的に捉える限界について、最後に第3章で今まで考えられてきた「並行」とは異なる共存の形について考察したい。

第1章 ロッカビー事件の特殊性

＜ロッカビー事件・仮保全措置棄却の問題点＞

口頭弁論後の1992年3月31日、安保理はリビアに制裁を課する第2の決議748を採択した⁶⁾。国際テロリズムの継続とそれへの国家の関与の要素が「国際の平和および安全に対する脅威」を構成するものと認定されたといえる。

その後、裁判所は、1992年4月14日、11対5の表決⁷⁾により、仮保全措置を棄却した。ICJは、この段階においては安保理決議748の法的効果に関して最終的に決定すべく要請されていない。しかし、ICJ判決⁸⁾をみると安保理決議748がリビアが享受しうる権利を一見して (prima facie) 害するものであるとも解釈できる。

これまでロッカビー事件⁹⁾は並行的機能遂行が限界を迎えた特殊な事例と捉えられてきた。

6) SC.RES.748 (MARCH 31.1992) 同決議の主要な部分は以下の通りである。「安全保障理事会…リビア政府が1992年1月21日の決議731の中でなされた要請に、いまだに、十分かつ効果的な回答を提供していない事に重大な関心を払い、国家が直接または間接に関与するものを含めて、国際テロリズム行為の抑圧が国際の平和および安全の維持にとって不可欠であることを確認して、…この文脈において、リビア政府が具体的行動によってテロリズムの放棄を実証しないでいること、特に決議731における要請に依然として十分、かつ、効果的に応答しないでいることが国際の平和および安全に対する脅威を構成するものと決定し、…憲章第7章に基づいて行動し、

1. リビア政府が、文書S/23306、S/23308およびS/23309に含まれている要請に関する決議731第3項に、今やこれ以上の遅滞無しに従わなければならないと決定する。

2. また、リビア政府が全ての形態のテロリスト行動およびテロリスト集団への全ての援助を停止することを明確に約束しなければならないが、リビア政府が、具体的行動によって、速やかに、テロリズムの放棄を実証しなければならないと決定する。

3. 1992年4月15日に、全ての国家が、リビア政府が上記第1項および第2項に従ったものと安全保障理事会が決定するまで適用される下記に定める措置viをとらなければならないと決定する。

4. 国連加盟国でない国家をも含む全ての国家と国際組織に対して、1992年4月15日以前に締結された国際協定もしくは契約または付与されたライセンスもしくは許可によって与えられたか課された権利義務のそんざいに関わりなく、本決議の条項に厳格に従って行動するように要請する。」

7) 反対の裁判官は、ベジャウィ、ウィーラマントリ、ランジェバ、アジボラの各判事とリビア選任の特選裁判官エル・コシュリの5名

8) リビアとイギリスは、国連加盟国として検証第25条に従って安全保障理事会の決定を受諾しかつ履行するべく義務づけられており、仮保全措置に関する審理の段階においては、この義務が、一見して (prima facie) 決議748に含まれる決定に及んでいるものとする。そしてこの点に関する当事国の義務は、憲章103条に従って、モントリオール条約を含む他のいかなる国際協定に基づく義務にも優越する。

9) 1988年12月21日スコットランド上空で生じたパンナム機爆破事件後、米英が共同宣言を発表、リビアに対して犯罪人引渡し、犯罪に関係する情報の開示、賠償の支払いを要求した。対してリビアは本件がモントリオール条約の解釈・適用上の問題であるとして米英を相手にICJに訴えを起こした。また、リビアは同時に仮保全措置も要求。被疑者引渡しを共用する一切の行動の禁止、裁判手続き上の権利の侵害からの保護を求めている。これに対して米英

審理途中に提出された安保理決議には、米英の対リビア関係が大きく影響している。そのため米英が常任理事国であることを利用し、第7章下の決議によってICJの司法機能の制約を行ったのではないかと問題になった。ロッカビー事件はICJの審理途中に出された安保理決議によってICJの司法機能制約の問題が直接疑問視された、初めての、そして唯一の事件なのである。

並行的機能遂行説の例外的な紛争として扱われてきたロッカビー事件であるが、果たして常任理事国が決議によってICJに制約を加えるという状況は、本当に特殊な事態なのだろうか。また、両機関の活動が並行的機能遂行説とは違ったところで行われている可能性はないのか。

以下6件の管轄権競合事例においては、安保理の自制¹⁰⁾、ICJの自制¹¹⁾、両機関の協調¹²⁾によって両機関の対立は見られない。両機関の並行的機能・独立的任務は、遂行されたと考えられる。

－安保理の行動の自制－

アングロ・イラニアン石油会社事件

ニカラグア軍事活動事件（仮保全措置）

－ICJが行動を自制－

エーゲ海大陸棚事件（仮保全措置）

－両機関の協調－

コルフ海峡事件

イラン大使館事件（仮保全措置）

ジェノサイド条約適用事件（仮保全措置）

本節では、常任理事国である米英が安保理決議によってICJに制約を加えるという点に着目し、以下二点において並行的機能遂行事例を検証したい。

は「尋常ではない事態 (extraordinary situation)」として両国はモントリオール適用を巡って対立していた。仮保全措置要請は結果的に棄却されるのだが、その棄却に対して第7章下の決議が司法機能に制約を加えた問題視されている。尚本件は94年にICJ判決、2001年1月31日にオランダの特別法廷にてメグラヒ容疑者に終身刑、フヒマ容疑者に無罪の判決が下されており、2003年9月10日両当事国からの書簡によりICJのリストから外れ事件は継続されていない。本件ではICJと安保理の継続関係が問題視される仮保全措置要請・棄却のみ取り扱うこととする。

- 10) アングロ・イラニアン石油会社事件については安保理は裁判所の判決が出るまで問題の討議を延期している。ニカラグア軍事活動事件は、アメリカが安保理での解決を主張したが、結局安保理は行動を起こさなかった。
- 11) エーゲ海大陸棚事件において裁判所は、審査の前に出された安保理決議によって仮保全措置の要請に妥当な状況は既に存在しないとして要請を却下している。
- 12) コルフ海峡事件において、安保理は問題を国際司法裁判所に付託すべきだと勧告をしている。イラン大使館事件では、仮保全措置判決の直後に安保理決議が下されたが、両機関の立場が同じだったため衝突は見られない。

まず第一に安保理の常任理事国が当事国であった点。第二に審理途中で安保理決議が出された点、である。ロッカビー事件と並行的機能遂行事例との間に一定の共通点が認められればロッカビー事件は必ずしも特殊な事例とはいえないであろう。

第1節 常任理事国が当事国

並行的機能遂行事例においては、当事国に安保理の常任理事国が存在していながら、両機関は独自に活動を行っており、並行的機能遂行が妨害されることは無かったとされている。ロッカビー事件は、並行的機能遂行が安保理決議によって妨害されたとされているが、当事国に常任理事国が存在していたという事が影響を及ぼしたのはロッカビーの特殊性なのだろうか。

ロッカビー事件における当事国は、リビア、アメリカ、イギリスである。アメリカ対リビア、イギリス対リビアの国家間関係は複雑な背景を有している。当時の最高指導者ガタフィ大佐を権力の座から引きずり下ろそうとしていた可能性も高い。当時のブッシュ大統領とメジャー首相が、国内の政治的な人気を高め、秋の米大統領選、4月の英総選挙戦を現首相班有利に乗り切ろうとするものだという見解までも現れている。アメリカに至っては過去、ベルリン・ディスコ爆撃事件へリビア政府関与を口実に爆撃を行っており¹³⁾それに対しリビアは、自らの国を封鎖し国民服喪の日として内外糾弾していた。

このような背景が安保理に影響を与えたのだろうか。安保理の政治的機関としての構造や性質を考慮すると、アメリカ・イギリス対リビアの歴史的関係による政治的判断が決議に影響を与えたと考えざるを得ない。

しかし、並行的機能遂行事例においても4件はアメリカ、イギリスが当事国となっている¹⁴⁾。なぜ、並行的機能遂行事例においては常任理事国が当事国である点が並行的機能遂行妨害とならず、ロッカビーにおいては妨害の要因となったのであろうか。

コルフ海峡事件においてはイギリスは自らICJへの付託を希望している。安保理に訴えたのはアルバニアを法廷に導こうとする意図からである。当事国で常任理事国であったイギリスがICJでの解決を望んでおり、さらに安保理もICJへの付託を促す勧告を出した。その勧告の受諾により事件はICJで審理されることとなっている。本事例では両機関の対立は見られず、安保理は裁判所を尊重し補強する立場をとっており両機関間には協調ととれる関係が成立している。本事例においては安保理の利用による司法機能の制約はなかったと考えられる。

13) 岡倉徹志「主役はまたも米英（リビア制裁決議から見て取れること）『世界』（1992年）

14) コルフ海峡事件、アングロ・イラニアン石油会社事件、イラン大使館事件、ニカラグア軍事活動事件の4件である。

アングロ・イラニアン石油会社事件においてもイギリスは自ら事件をICJに付託している。この時もイギリスはICJの判断に批判的見解は見せていない。イギリスが安保理に事件を付託した背景が判決の履行問題であった。判決不履行の問題に関しては国連憲章第94条2項¹⁵⁾においても定められており司法の制約は見られない。本事例において安保理は、ICJに付託中の事件についてはその議論を慎みICJを尊重する立場をとっているといえる。並行的に機能は遂行されたといえるであろう。しかしアメリカが国際の平和と安全の危機を主張しイギリスを擁護していることは留意すべき点であろう。これは自国の利益追求と考えられ常任理事国としての地位を利用する事はロッカビー事件に限られたことではないといえるからである。

イラン大使館事件、ニカラグア軍事活動事件は政治的要素をかなり含む事件であった。アメリカの対イラク、対ニカラグア関係は、対リビアと同様に複雑である。しかしイラン大使館事件においてもニカラグア軍事活動事件においても安保理はICJの司法機能を妨げるような行動は行っていない。この2つの事件に関しては東西冷戦下の国際社会の構造が一要因として挙げられるのではないだろうか。東西冷戦期、安保理では拒否権の行使により大国の利益が絡む決議が採択される可能性はゼロに等しかった。事件が冷戦後起こっていったらニカラグア事件が最初の並行的機能遂行説の例外的事件になっていたかもしれない。

ロッカビー事件が特殊な事件なのではなく、国際情勢また付託国家の状況によってロッカビー事件のような事態に発展する可能性は多いと考えられないだろうか。1970年よりアジア、アフリカ諸国の加盟国は増加傾向にある¹⁶⁾。ICJの付託国家の偏りの問題は解消され中小国からの付託件数は増加している。ロシアと旧東欧諸国は今や完全に欧米協調あるいは追随の路線である。資本主義諸国からの資本や技術の導入による経済改革を最優先とする中国もアメリカに対して明確な反対票を投じる可能性は少なくなったといえる¹⁷⁾。

1990年8月の湾岸問題を転機として安保理は冷戦期とは異なり国連憲章第7章下での強制措置に訴える傾向を著しく強めた¹⁸⁾。常任理事国の自国の政治的判断が第7章下の判断に影響を及ぼし大国と対立関係にある中小国への脅威となる状況は今後増加すると考えるのが自然であろう。

15) 国連憲章第94条2項

事件の一方の当事者が裁判所の与える判決に基いて自国が負う義務を履行しないときは、他方の当事者は、安全保障理事会に訴えることができる。・・・

16) 小田滋「新時代を迎えた国際司法裁判所」『ジュリスト』No.952(1990年)132頁。

17) 安保理の表決に関しては9理事国の賛成が必要であるから、拒否権を持つ五大国の意見が一致した(棄権も含めて)からと言ってそれだけで自動的に決議や決定が採択されるわけではない。しかし、主要な大国がすべて対米協調路線をとっている中で、アジア、アフリカの中小国がアメリカの提案に明確な反対票を授けることは政治的にきわめて困難である。

18) 90年までの45年間に憲章第7章下で採択された決議の件数はわずか14件である。現在は90年代だけで、172件の第7章下の決議が下されている。

第2節 審理途中の安保理決議

第1節の比較検証からも明らかなように、政治的背景により偏った決議が下される可能性はロッカビー事件特有の制約ではない。ロッカビー事件以前にも安保理はいくつかの事例でICJの審理途中に決議を下している。にもかかわらずロッカビーのようにICJの司法制約は懸念されていない。何故ロッカビー事件においては審理途中の決議が問題となったのか。

安保理が審理途中に決議を下した3件の事例（コルフ海峡事件・エーゲ海大陸棚事件・ジェノサイド条約適用事件）とロッカビー事件の比較検証を行い、審理途中の決議が問題となった具体的要因を検討したい。

コルフ海峡事件においては決議が司法機能の制約を行った可能性は最も低いと思われる。審理途中に下された決議はイギリスがICJでの審理を促すよう安保理に提出し議論されたものだからである。理事会での議論も事件の処理はその法的性質により安保理よりもICJで行われるべきだという認識が一般的であり、決議の内容は裁判所への付託を勧告するものである。

ICJはアルバニアが安保理の勧告を受諾するという書簡を裁判所に提出している事から応訴管轄の成立を認め本案の審理にかかった。コルフ海峡事件の審理途中の決議はむしろ「司法機能を補強」という性質を有しているといえる¹⁹⁾。

これに対してロッカビー事件での決議は、ICJで犯人引渡しの議論が行われている最中に犯人の引き渡しを要請する命令を下した。ICJの取り扱う争点と抵触する内容の決議を下したことによって司法制約が疑われる結果になったのである。

エーゲ海大陸棚事件は一見してロッカビー事件同様ICJが安保理決議によってギリシャの仮保全措置要請を棄却したように見られる。しかし、エーゲ海大陸棚事件では決議による司法機能制約は特別に問題視されていない。

エーゲ海大陸棚事件とロッカビー事件の相違はICJが判決を下す際に仮保全措置の要請に妥当な状況がすでに存在していなかったという点であろう。エーゲ海大陸棚事件における決議の内容はギリシャとトルコに紛争の平和的解決と想起させるものであった。その後両当事国は決議に留意する旨を表明しておりギリシャ側が主張していた仮保全措置の要請に妥当な状況が決議によってすでに改善されていたといえる。ICJが仮保全措置を棄却したのは、状況が仮保全措置を命令するのに妥当ではなくなったからにすぎない。

これに対してロッカビー事件では仮保全措置の要請に妥当な状況が消滅していたといえ

19) オーストラリアの管轄権に関する意見

ない。棄却の理由もリビアの要請が仮保全措置の要件及び基礎²⁰⁾を欠いているという理由ではなかった。実際に、リビアが主張するモントリオール条約上の「不引き渡しの権利」は米英共同宣言および決議731、748により回復不能な侵害を受ける恐れや保全を必要とする緊急性が存在したとも考えられる。さらにリビアの提訴は仲裁裁判から6ヶ月経過後という要求²¹⁾を形式上満たしてはいないもののアメリカ・イギリスが仲裁裁判に強固に異議を唱えていた状況では、先例に照らせば管轄権の基礎も一応存在していたと思われる²²⁾。

結局仮保全措置の指示が棄却された根拠はゴーランド・デッバスが述べるようにリビアの請求目的の消滅、すなわち仮保全措置で保全されるべき権利の消滅であったと解される²³⁾。本件の命令は国連憲章103条を根拠として「この決議の採択以前の状況がいかなるものであっても」言い換えれば「リビアが実際にモントリオール上の権利を有していたとしても」決議748によって保全は必要でなくなったというものである。つまり法的影響力を有する第7章下の決議748はリビアが保全を請求した権利を消滅させる効果をもったと考えられる。この点により安保理が第7章の決議によってICJの司法機能を制約したと考えられているのである。

ジェノサイド条約適用事件でも審理途中に第7章下の決議が下された。ロッカビー事件と同様に法的影響力のある決議が採択されている。にもかかわらず本事件においては並行的機能遂行は妨害されていない。本事例は並行的機能遂行説が最もよく当てはまる事例だといえる。両機関が紛争解決に向けて取り扱う側面が異なるため活動が並行的に行われているからだ。第7章の決議が採択されたがその影響を受けることなくICJは仮保全措置要請の審理を行った。結局ICJは2つの仮保全措置命令を下している。ロッカビー事件の様に司法機能の制約が問題とならなかった大きな理由の一つは第7章下の決議の内容がICJが取り扱っている争点と接触する事がなかった点であろう。法的影響力をもつ第7章下の決議であっても、その内容がICJが取り扱う争点と抵触がなければ当然司法能を制約しない。

しかし本事例によって決議がICJの審理・判決と抵触する可能性が否定はできない。我々は忘れてはならない。政治色の強い安保理がICJでの解決を望まずICJと抵触する内容の決議を下す事を制約する規定は現在存在しないのである。

20) 「管轄権の存在の合理的な存在が認められ (probability)、緊急性 (urgency) や回復不能な権利の侵害 (irreparable prejudice to the rights) の存在も認められる。」

杉原高嶺著『国際司法裁判制度』(有斐閣、1996年) 269-281頁。

21) モントリオール条約第14条

22) 永田高英「紛争解決における国際司法裁判所と安全保障理事会の関係」『早稲田法学』第74巻3号(1999年) 176頁。

23) V. Galloway-Debbas "The relationship between the ICJ and SC on the light of the Lockerbie" American Journal of International Law Vol. 88, No.4 (1994) p. 644.

第2章 並行的機能遂行説の限界

ロッカビー事件と並行的機能遂行事例との比較検証を行った結果判明したロッカビー事件の普遍性は以下2点と考えることができる。

まず常任理事国が自国の利益を決議に反映させる事が可能である点。そして次にその決議がICJの審理途中に下される事も可能である点である。この二点はロッカビー事件の問題点であるとされてきた。これまでロッカビー事件で重視されてきた問題は第7章下の決議によるICJの司法機能の制約という並行的機能遂行説の限界点だったのである²⁴⁾。

安保理は政治的機関としてICJは司法的機関として、「並行的」に任務を行うことが理想であると両機関の活動を位置付けた場合、ロッカビー事件が示す両機関間の問題点は安保理の政治色の強い活動や無制限とも言える決議の濫用であろう。それに対する解決策は両機関間に存在する独立性を各機関が尊重すべきとなっている²⁵⁾。

しかし、事例の比較検証により安全保障理事会の政治色や決議の濫用は何もロッカビー事件に限らないのである。過去のいくつかの事例において並行的に活動が行われた要因は並行的機能遂行説が主張する政治的機関や司法的機関としての独立ではなく、常任理事国間の政治的対立による決議の抑制や審理途中の決議がICJの争点と異なっていた点などによると考えられるからだ。

確かに国際社会においても法の支配が確立されていれば両機関は政治的機関及び司法的機関として並行的に活動を行うことができるであろうし、その時は両機関の相互関係は避けられなければならない。しかし現時点では完全な形で法の支配は理想なのであって現実では

24) 「まず両機関の間には学説上『機能バラレリズム』と称される関係が一般的に妥当する事を示した上で、これとは表面上齟齬があるようにみえるロッカビー事件における裁判所の立場が、どのように評価され位置付けられるべきかについて、明らかにすることにしたい。」永田高英「紛争解決における国際司法裁判所と安全保障理事会の関係」『早稲田法学』第74巻3号(1999年)165頁。「理事会が懸賞第7章を後ろ盾に裁判所と同じ争点について「決定」を下すときは問題は別である。この場合には同一の主題について、ともに拘束力のある二つの決定が対立する可能性がある…現在、裁判所に継続中のロッカビー航空機事故事件は、実際にこの可能性に直面した事例である。」杉原高嶺「同一の紛争主題に対する安全保障理事会と国際司法裁判所の権限」『紛争解決の国際法』(三省堂、1997年)504頁。David Ottは決議748をICJの判決を翻す驚愕の文書(an astonishing document)であるとしている。David Ott, *Libya and the ICJ: Clipping the security Council's wings*, Middle East International, MARCH 1998.

25) 「理事会は、少なくとも、継続中の裁判の主題に対して強制的に介入すべきではなかった。」杉原高嶺「同一の紛争主題に対する安全保障理事会と国際司法裁判所の権限」『紛争解決の国際法』(三省堂、1997年)521頁。「安全保障理事会の行動はLegal Insentivityである。」Edward Michhinney "The relationship between the ICJ and SC on the light of the Lockerbie" American Journal of International Law Vol.88, No.4 (1994) The International Court as Emerging Constitutional Court and the Coordinate UN institutions (Especially the security Council): Implications of the Aerial Incident at Lockerbie, The Canadian Yearbook of International Law, Vol.XXX (1992). 「(第7章下の状況下について) 国連憲章は条約上、及び一般国際法上の現行の規則、義務からの逸脱を許している」V.Gawlland-Debbas "The relationship between the ICJ and SC on the light of the Lockerbie" American Journal of International Law Vol.88, No.4 (1994)

ない。

条文起草過程で望まれていたICJを中心とした国連システム像は実現されていない。現在ICJが一般的強制管轄権を有さないことから明らかである。ワシントン会議では強制的管轄権を認めるべきだという強い主張もみられる。しかし米ソの反対によりそれは実現しなかった。妥協案として選択条項制度が採択されている²⁶⁾。にもかかわらずこの制度は現在期待されていただけの効果をもつには至っていない²⁷⁾。

それに対しサンフランシスコ会議では安保理にできるだけ強い権能を与えようとする主張が優先されていた。その結果安保理は平和に対する脅威の認定や強制措置の決定などの国際の平和と安全の維持という任務に対し広範な権限を有することになったのである。第7章下の決議の影響から分かるようにその広範な権限は現実的なものとなっている。

技術的な法解釈では両機関は確かに独立した異なる性質の機関である。しかし前述したような背景を持つ両機関が完全な形で並行的に活動を遂行すると考えることは果たして現実的だろうか。事例検証を通して両機関間に相互的關係が存在することは否定できない。並行的機能遂行説の限界とは両機関の活動を「並行的」に捉えるという根本的な点にあるのである。

第3章 国連システム—機関としての制約と課題

本章では並行的機能遂行説の限界を踏まえ両機関を捉える新しい視点を検討したい。さらに新しい視点から国際司法裁判所の司法機能の制約と今後の課題についての考察を行いたい。

第1節 国連システム下の共存

両機関の活動を並行的な関係 (functional parallelism) だけでは捉えきれないという事はすなわち実際には両機関の間に相互的な活動も存在するという事である。国連システム体系における法と政治の独立という理想的な法の解釈だけでは捉えきれない両機関に存在する相互的な関係 (functional synergism) を認識すべきではないか。ここで問題となるのは両機関の相互的關係についての明示的規定が存在しないことであろう。我々は両機関をどのような枠組みでとらえなおすべきなのか。

注目すべきはICJが国際連合システムの中で主要な機関としての地位を有していることではないだろうか。主要な機関として国際連合システムに組み込まれたことによって国連シス

26) 「規定第36条2項に基づく国家の一方的な管轄権受諾の宣言を媒介として、他の宣言国との間で法的紛争に関する一連の裁判義務を認定するシステムである。」杉原高嶺著『国際司法裁判制度』(有斐閣、1996年) 148頁。

27) 「受諾国数62カ国(受諾率33%)、留保をつけている国68%」(1999年12月29日)

テム機関がICJに影響を与えるという懸念はすでに国連憲章起草過程から指摘されていた²⁸⁾。一般的に国際連合という後ろ盾を持つことによってICJのパワーが拡大するというポジティブな側面だけが取り上げられている様であるが²⁹⁾、近年では国際連合システムに組み込まれた事によるICJの司法機能が制約される点についても主張されるようになってきた³⁰⁾。ICJを厳密な法解釈だけで完全に独立した司法機関としてみるのではなく「紛争解決システム」としての役割に視点を置き国連システム下の一機関としてICJを位置付ける必要があると思われる³¹⁾。

以上のような考えに基づくICJの司法機能が安保理によって何らかの影響を受けることは特殊な事態ではなくなる。もちろん司法機関の根幹を揺るがすようは影響はあってはならない。しかしロッカビー事件における第7章下の決議が影響を与えた事それ自体は国際社会や国連システムの現状を考えると即座に懸念されるべきことではない。

第2節 司法機能の制約

ロッカビー事件で問題視されている安保理の決議であるが一般的に第6章までの決議は審理途中に下されても問題にならない。もちろん第6章下の決議も政治的機関として政治的考慮を施すことができる。しかし明らかに国際法に接触する、あるいは当事国の国際法上の権利を無視した解決を迫ることは憲章の解釈上も疑問が残ってしまう³²⁾。またそのような勧告は実際の考慮からしても当事国の受諾を期すことはできないため解決案としての効果をもち得ないであろう。

しかし理事会が第7章下で行動する場合は別である。この場合は理事会は平和に対する脅威や平和の破壊に対処するために必要な強制措置を国際法の規則を離れてとることができるのである³³⁾。第7章下の決議がICJの取り扱う争点と接触した場合憲章103条により決議が優先される可能性が高い。さらに、国際の平和と安全に関する安保理の権限の範囲について

28) 「連合国非公式委員会は両者の「組織的結合」を排除する旨を提案した。」Report of the Inter-allied Committee pp. 4-5. para. 14-16. 杉原高嶺著『国際司法裁判制度』(有斐閣、1996年) 44頁。

29) 「裁判所と国連の結合は、一般には活動の強化あるいは地位の向上という視点から肯定的に捉えられている。」杉原高嶺著『国際司法裁判制度』(有斐閣、1996年) 47-48頁。

30) 「組織的一体化についてむしろ懸念されることは、裁判所が国連と盛衰を共にする恐れのあることである。」杉原高嶺著『国際司法裁判制度』(有斐閣、1996年) 48頁。

31) 「(政治問題の法理を是認する立場は) 裁判所は単に法を宣言する機関ではなく、法の適用を通して紛争を処理する機関と見るのである。それゆえ、判決は当該紛争の解決に一定の現実的效果をもつものでなければならず、もし当該事案の社会的事情によってそのような効果をもち得ないときや、あるいは、問題の性質上、別の解決手続きによるのが本来の姿と見られるときはそこに法の役割の限界を認めなければならない、とする。…(この考えを) 度外視することは失当のおそれなしとする。」杉原高嶺「国際裁判の機能的制約論の展開—政治的紛争論の検証—」『国際法外交雑誌』96巻4・5号(1997年) 170頁。

32) 国連憲章1条1項

33) 杉原高嶺「同一の紛争主題に対する安全保障理事会と国際司法裁判所の権限」『紛争解決の国際法』(三省堂、1997年) 513頁。

は様々な主張がなされているものの³⁴⁾いずれにしても安保理の権限が広範囲にわたりその範囲を画定する憲章上の規定や他条約または機関が存在しない事には変わりはない³⁵⁾。

ロッカビー事件では第7章下の決議によってリビアの要請は却下された。第7章下の決議が国際司法裁判所の司法機能に制約を与えた事は否定できない。これまではロッカビーにおける第7章下の決議は両機関の並行的な関係を揺るがすものとして否定的に捉えられてきた。

ところが両機関の国連システム下での相互的關係を認めた場合ICJは国連システムの一機関として一定の影響は受けなければならないという事になる³⁶⁾。国連システムとしての最終的な目標は司法機能の独立を死守することではなく紛争の解決だからである。事実ロッカビー事件に対応する国連システムとしての対応は安保理決議によりリビアが犯罪人を法廷に引渡し法の下で事件は平和的解決を迎えたとして一般的に国際社会から肯定的に評価されている³⁷⁾。国際社会はモンテリオール条約の解釈以前にまず国際テロリズムの抑止・犯罪者の公正な裁きを国連システムに求めていたとは考えられないだろうか。

もちろん紛争解決には平和的手段がとられるべきであり、戦争や復讐など武力を行使する解決方法を認めてはならない。国連憲章をはじめとして友好関係原則宣言、マニラ宣言な

34) ウィーラマンリー裁判官は、理事会の権限には国際法の遵守という「明確な制限」があるとしつつ、ただ、第39条(第7章)の決定は、理事会の「完全な裁量」の下にあり、ひとたびその決定がとられた時は、理事会は様々な措置を自由にとることができる。

Dissenting Opinion of Judge Weeramantry, ICJ Report 1992 65-66頁。

ゴーランド・デッバスは、一般に国連は国際法の枠内で機能するのであるが、第7章下の状況下では「国連憲章は条約上および一般国際法上からの逸脱を許している。という。

V. Gowlland Debbas, The Relationship Between the International Court of Justice and the Security Council in the case of the Lockerbie Case, American Journal of International Law, vol.8 (1994) p. 662.

『トムシャットは、第6章下においては「安全保障理事会は国際法の一般的規則に反する解決を指示することは許されない。」が、他方、第7章下では問題は別となり、「理事会は適当な行動を取る自由がある」とする。』杉原高嶺「同一の紛争主題に対する安全保障理事会と国際司法裁判所の権限」『紛争解決の国際法』(三省堂、1997年) 513頁。

35) 「近年の安保理決議のうち問題視されるものは一般に「第7章の下で」採択されているため、その「義務づけ権限」に関しても「第7章下の安全保障理事会の権限の範囲」という形で議論されることとなる。その場合、考察されるべき問題は、(a)憲章第39条に規定される「平和に対する脅威」概念。あるいは近年安保理決議でしばしば言及される「国際の平和と安全に対する脅威」概念およびその設定の問題 (b) 安保理が当該脅威の発生に際して執りうる措置の問題 (c) これらの問題に対する司法的統制の問題、に整理される。」森啓志「国際連合安全保障理事会の拘束力ある決定の範囲—黙示的一般権限—」『本郷法政紀要』第3号(1994年) 286頁。本論では特に(c)の問題点への対応を考えたい。

36) 「国際司法裁判所には、国内の民事訴訟に見られる当事者主義は存在していない。私的権利の保護よりも紛争の公的処理が最優先課題なのである。」内ヶ崎善英「国際司法裁判所手続法と当事者主義の概念」『法学新報』第104巻10・11号(1998年) 241頁。

37) 2001年9月11日の米国テロ事件後、武力による報復を否定し平和的解決を訴える際、平和的解決を迎えた事例としてロッカビー事件はメディアなどを通してたびたび上げられている。「近代民主主義は、テロリストを処罰するに完璧な司法制度を備えている。この制度により、私たちは、彼らを見つけ出し、捕らえ、裁判にかけ、至当な刑罰を課す。ロッカビー事件の犯人たちに対し、アメリカ・イギリス政府はこのとおりの手順をもって対処した。ウィリアム・A・シャパス アイルランド人権センター アイルランド、ゴールウェイ「テロリズムに対する報復が人権を踏みにじる」

<http://www.ne.jp/asahi/home/enviro/news/peace/Ireland-J.htm>

ど³⁸⁾多くの国際条約で述べられているように、平和な国際社会の存続のためには紛争を平和的手段で解決することが不可欠である。

リビアが犯罪者の引渡しを拒否している中で仮保全措置を命令し安保理の活動を妨げる事は紛争の早期解決を促すものではなかっただろう。第7章下の決議への義務がモントリオール条約上の義務より優先されることは国連憲章103条、つまり国際法に従った判断でもあった。もし仮保全措置を命令していたとしてもICJは履行能力を有していないため、アメリカ・イギリスが命令を無視し行動を起こしたとも考えられる。そうなると「国連システム」としての信頼さえ失う危険性もある。以上の点を踏まえてロッカビー事件における第7章下の決議自体は否定されるではないと思われる。

第7章下の決議の影響によって仮保全措置の要請を却下した事は完全な司法の独立の観点からすれば由々しき事態である。しかし、現在のICJに国内社会と同様の厳格な司法独立を求めること自体に無理がある³⁹⁾。ICJは技術的な法解釈だけでその行動を判断することは難しい。司法機関として確保すべき独立性は保たねばならないが国連システム一機関として紛争の状況を総合的に判断しながら最も妥当な判断を下す任務を担うのである。ロッカビー事件は特殊な環境によりICJが有する司法機能の制約を示したといえよう。

しかし、一定の司法機能の制約が存在するからといってロッカビー事件の問題点が全て解決されるわけではない。確かにロッカビー事件における第7章の決議は必ずしも非難できない。しかし、現在の国連システムは国際司法裁判所での司法的解決が望まれる場合に審理途中に第7章下の決議が介入する事も規制していない。この状況は、国家が国際機関を利用して国家の利益を侵害する可能性を含んでおり事態の改善が望まれる。

第3節 今後の課題

常任理事国の権限濫用による国家の利益の侵害を防ぐ事は、国連システム下におけるICJの課題の一つではないかと思われる。第7章下の決議を利用し、国家が国際機関を利用して他国の利益を侵害しようとする事態を改善するためにICJはどのように取り組むべきだろうか。

38) 国連憲章は加盟国に対して「国際紛争を平和的手段によって国際の平和および安全ならびに正義を危うくしないように解決」する義務を設定した。(2条3項、33条参照) また、1970年の「国連憲章に従った諸国家の友好関係および協力についての国際法の原則に関する宣言」(友好関係原則宣言。国連総会決議2625)は、紛争当事国が紛争の平和的解決を追求すべきことを述べ(1、原則2、3)さらに、1982年の「国際紛争の平和的解決に関する宣言」(マニラ宣言。国連総会決議37/10)でも、国際紛争は「もっぱら平和的解決手段によって解決」されなければならないとしている。

39) 「国内法社会と現代国際法社会の最大の相違点の一つは、規範遵守の背景となる法意識の濃密性にあるだろう。…国際裁判は、対世的説得力、普遍的な正当性を獲得する必要性が生じてくるのである。」内ヶ崎善英「国際司法裁判所手続法と当事者主義の概念」『法学新報』第104巻10・11号(1998年)219-210頁。

ICJは国連システムに組み込まれたことにより、ICJはその前身であるPCIJに比べ完全な独立を得ることを否定された。だが、同時にICJには国連システム内の国際機関への司法的保護・司法的監督を行う役割が与えられたとは考えられないだろうか⁴⁰⁾。

本論では特に司法的監督の側面が重要となる。国際機関への司法的監督には国際組織の権限超越に対する司法的コントロールが含まれる。国際機関への司法的監督には二重の利益がある。第一に、国際組織自体の法的整合性確保の一手段を提供するであろうこと。第二に、国際組織行為によって自己の利益を侵害されたと思う国家にとって一つの保証手段となりうるであろうことである⁴¹⁾。第7章下の決議による国家の侵害に関しては後者が望まれる。つまりICJによる安保理決議の司法審査である。

国連システムには制度化された特別の審査制はない。国連憲章は各機関の行動の合法性について他者の審査ではなく「自己監査 (self-censorship)」しか認めていないといわれている⁴²⁾。しかしこのことはICJの具体的事件の処理で求められている司法機能を否定するものではない。ICJが実際に、平和条約の解釈事件・ICAO理事会の管轄権事件・ナミビア事件・国連経費事件などにおいて国際機関の合法性ないし合憲性を審査していることから明らかである⁴³⁾。

ICJは「国内法システムにおいては立法府や政府の行為の有効性を決定するための手段がよく見られるが、国連組織には類似の手段は見られない⁴⁴⁾。」「裁判所は疑いなく国連の機関がとった決定について、司法審査権や上訴を受ける権利をもっていない⁴⁵⁾。」として制度化された審査制は否定している。しかしICJは国連システム内における司法的監督の役割の確立に向けて徐々にではあるが上記したように人権に関する総会の権限、ICAO理事会の管轄権、総会・安保理間の権限配分などの問題を取り扱っている。

広大な権限をもつ第7章下の決議の司法審査となると現実化は容易ではないかもしれない。

40) 「国際司法裁判所は、国際組織に対して二つの相貌を持っている。一つは、その司法的保護者・協力者としてのそれであり、他は、司法的監督者・統制者としてのそれである。」古川照美「国際組織に対する国際司法裁判所のコントロール」『国際法外交雑誌』78巻3号(1979年)73頁。

41) 古川照美「国際組織に対する国際司法裁判所のコントロール」『国際法外交雑誌』78巻3号(1979年)289頁。

42) 杉原高嶺「国際司法裁判所における安保理決定の司法審査について」『法学論叢』第148巻5・6号(2001年)52頁。

43) 平和条約の解釈事件では、当該勧告的意見の要請それ自身が、国連総会の権限を越えるものであると主張された。この主張によれば、総会がブルガリア、ハンガリア、ルーマニアにおける人権問題に介入することは、憲章2条7項にいう国内事項領域への侵蝕を構成するものとされたが国際司法裁判所は人権に関する総会の権限を認めている。ICAO理事会の管轄権事件では、インド・パキスタンの航空問題に関するICAO理事会の絶対的無権限の主張に対して、国際司法裁判所はICAO理事会の権限を認めている。ナミビア事件では、南アフリカのナミビアに対する委任状の撤回を決定した国連総会決議2145に絶対的無権限が存在すると主張されたが、国際司法裁判所は同決議の有効性を認めている。国連経費事件では、国際の平和及び安全の維持に関して、経費を伴う行動をとりえる機関は安全保障理事会のみであって、総会によるコンゴ国連軍(ONUC)中東国連緊急軍(UNEF)の行動は、従って安全保障理事会の権限を侵害する行為であると主張された。それに対して国際司法裁判所は、この主張を退けている。

44) ICJ Reports 1962, p. 168. (国連経費事件)

45) ICJ Reports 1971, p. 45, para. 89. (ナミビア事件)

だが、近年の第7章下の決議に関し多くの懐疑的意見が述べられる中でICJによる決議の審査は実際に注目されてきているのである⁴⁶⁾。

ICJは付託された紛争を取り扱うという受動的性格を持つため、自ら国際機関に働きかけることはできない。しかし実際にロッカビー事件では被告国であるリビアが直接アメリカ・イギリスの行為を通じて安保理の判断についてICJに付託している。特に大国との関係が微妙な中小国にとってICJによる司法審査は切り札として期待を集めているのである⁴⁷⁾。司法審査への期待が裏切られれば中小国が平和的解決手段を放棄してしまう恐れもある。具体的事件を通して安保理決議の審査機能を確認することは今後ICJが取り組むべき課題といえるだろう。

おわりに

本稿では安保理とICJが独立し並行的に任務を行うとされる並行的機能遂行説の限界点を検討してきた。現在の国連憲章や国際司法裁判所規程を含め、両機関の継続関係を定める条文はない。安保理は国連憲章の下に、そしてICJは国際司法裁判所規程・裁判所規則の下に存在する独立した機関なのである。両機関が並行的に活動行う事は法の解釈上問題はない。そのためロッカビー事件は並行的機能遂行説の限界を示したとされているが、事件は例外的であったとして両機関の並行的関係は認められつづけてきた。

ところが本稿で並行的機能遂行事例とロッカビー事件を比較検証した結果ロッカビーは決して例外的ではなく普遍性を持ち合わせていることが明らかとなった。並行的機能遂行事例とロッカビー事件との比較検証によって、並行的機能遂行説の限界とは審理途中における第7章下の決議ではなく現在の両機関に完全な並行的関係を求める事の限界であることが示された。法の解釈によって導かれた両機関の並行的任務遂行は確かに望ましいが主権国家によって構成されている現在の国際社会において法の支配は確立されていない。法の支配が確立していない中で両機関に完全な独立を求める事は難しいのである。

46) 杉原高嶺「国際司法裁判所における安保理決定の司法審査について」『法学論叢』第148巻5・6号(2001年)
Edward McWhinney, The International Court of Justice, The International Court as Emerging Constitutional Court and the Coordinate UN institutions (Especially the Security Council): Implications of the Aerial Incident at Lockerbie, The Canadian Yearbook of International Law, Vol. XXX (1992)
W. Michael Reisman, The constitutional Crisis in the United Nations, American journal of international law, Vol. 87 (1993)
Jose E. Alvarez, Judging the Security Council, American journal of international law, Vol. 90 (1996)
David Ott, Libya and the ICJ: Clipping the Security Council's wings, Middle East International, MARCH (1998)

47) David Ott, Libya and the ICJ: Clipping the Security Council's wings, Middle East International, MARCH (1998)

両機関関係を新たに捉えなおすにあたって、両機関の相互的關係（functional synergism）を認めた国連システム下での共存を再認識することを提案したい。国連憲章上両機関は主要な機関として位置付けられているため、ICJも国連機関である安保理と共に国連システムから一定の影響を受けると考えるのである。国連システムに組み込まれたことによりICJが一定の影響を強いられることは条文起草過程においても認識されている。

並行的機能遂行説では両機関の相互關係は否定的に解釈されていた。非公式連合国委員会では特に司法機能の制約に関して懸念されていたが、実際にICJの司法機能が何らかの形で制約されている事はロッカビー事件における第7章下の決議をみても明らかである。しかし両機関に相互的關係が存在する事は決して悲観的に受け取られるべきではない。確かにICJにはPCIJにはなかった一定の司法機能に制約が認められるかもしれないが、同時に常設国際裁判所としての新たな可能性をICJは担ったのではないだろうか。それは例えば国連システム一機関としての司法的保護や司法的監視を行える司法機能であり、国連システムの紛争処理の補強や国連システム内の秩序を維持する可能性である。それにより国際社会に貢献する事が期待されると考えられる。

ICJは司法的保護という面では、判決や勧告的意見を通して国連システムに一定の貢献をしてきている。一方で司法的監視という面については司法的保護に比べるとICJの役割は浸透していない様に思われる。この点は今後取り組むべき課題であろう。例えばロッカビー事件における第7章下の決議が示したような安保理による国家の利益侵害という問題の解決としてICJによる決議の司法審査機能を確立することなどである。

ICJは国際法に従って紛争解決に取り組む機関である。これはICJの根本的性質であり覆されてはならない。それゆえに安保理とICJの關係には並行的機能遂行説が妥当とされてきたが現在の国際社会においては両機関に完全な独立を求めることは難しく、国連システム下での両機関の共存を再認識すべきではないだろうか。

ICJには、国連システム一機関として得ている権限を明確に理解しその権限により国家間の紛争だけでなく国際機関を含む問題等に関しても権限範囲内で積極的に取り組む事が期待される。そうする事によって国際社会や主権国家からの信頼醸成が促され結果的には国際社会における法の支配の確立に貢献することにつながるとは考えられないだろうか。